

# 令和8年度ケーブルテレビ広報番組等制作業務仕様書

## 1 総則

- (1) 本仕様書は、本業務委託に関する一般事項を示すものである。
- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施するものである。
- (3) (2) に定めのない事項、または、業務中に疑義の生じた事項については、委託者の指示を受けるものとする。

## 2 業務の概要

- ・浜松ケーブルテレビの浜松市枠で以下の（A）及び（B）のコンテンツを毎月 1 回企画・制作し、放送する。ただし、月の途中で委託者から提供するコンテンツに差し替えを依頼する場合もある。
- ・以下の（A）及び（B）については、それぞれ「はままつ動画チャンネル（Y o u T u b e）」において配信することを前提として、トレンドになっている演出を取り入れること。

### （A）特集

#### （1）番組について

##### ア 概要

市政情報を分かりやすく伝える特集番組。

##### イ 形態

市長その他の者複数人が出演し、事前収録・編集の上放送する。

※放送回によって、市長が出演しない場合あり

#### （2）制作本数

本編：年間 12 本（令和 8 年 5 月号～令和 9 年 4 月号）

番宣動画：各月 1 本以上

#### （3）業務内容

特集の企画、企画案・骨子案・台本の制作、出演交渉、事前取材、当日の撮影、編集、ナレーション等の文案・吹き込み、BGM の選択、など映像制作にかかる全ての業務。

#### （4）制作手順

- ・放送初日（放送月の 1 日）のおよそ 70 日前までに特集のテーマを提案し、委託者の承認を受ける。
- ・放送初日のおよそ 60 日前までに骨子案と企画書を制作し、委託者の校正を受ける。
- ・骨子案と企画書の校正後、取材先にアポイントメントをとり、打合せを行う。
- ・撮影初日の 7 日前までに台本を制作し、委託者の校正を受ける。
- ・原則、放送初日の 20 日前までに全ての撮影を完了する。
- ・放送初日の 10 日前までに初校を委託者へ提出し校正を受ける。

- ・放送初日の土日祝日を除いた2日前までに委託者の承認を受ける。
- ・放送初日の土日祝日を除いた前日の正午までに浜松ケーブルテレビ株へ放送データ、委託者へ完パケと白素材及び高画質のMP4データを納品する。

(5) 撮影

原則、受託者が単独で行う。

(6) 校正

台本、映像の校正は修正箇所がなくなるまで繰り返し行う。

(7) 使用機器等

- ・HD制作で業務用編集機を用いること。
- ・撮影は業務用カメラを使用。ロケ撮影等は委託者が認める時以外は2台以上のカメラを使用すること。
- ・納品は、完パケ、白素材はブルーレイディスク、MP4データはDVD-RまたはDVD-RWを使用する。

(8) 番組企画

- ・特集は市のタイムリーな話題かつ市民に興味を持つてもらえるテーマを選ぶ。
- ・前年度と知名度や実績などで同等以上のクラスのプロのタレント、アナウンサー等を起用し、かつ複数の候補者を用意するなど、柔軟に撮影を行えるようにする。  
なお、YouTube、TikTok等へ映像の2次利用が可能な出演者を採用すること。
- ・YouTubeの視聴回数が伸びるよう、番組構成や編集方法において、視聴者を飽きさせないような演出を加えること。
- ・YouTube、TikTok等に掲載するための、1分程度の番宣動画（縦型ショート動画）を毎月1本以上制作すること。

(9) その他

- ・(B) 市長インタビューの放送の有無によって、次のとおり尺を調整すること。
  - 放送がある月  
→ (A) (B) の両者を合わせて20分になるよう調整
  - 放送がない月  
→ (A) の尺が20分に満たない場合は、「なつかしの市政映画」等の既存映像を使用して20分になるよう調整  
なお、「なつかしの市政映画」等の映像は委託者が提供する

(B) 市長インタビュー

(1) 番組について

ア 概要

市長が市政情報を分かりやすく紹介し、市民への理解と周知を促す番組。

イ 形態

市長とインタビュアーが出演し、事前収録・編集の上放送する。

ウ 放送媒体

(ア) 浜松ケーブルテレビ（チャンネル・ワインディ）

- (イ) SBS ラジオ
- (ウ) 浜松エフエム放送 (FM Haro !)
- (エ) はままつ動画チャンネル (Y o u T u b e)

## (2) 制作本数

本編：年間6本（令和8年5月号～令和9年4月号のうち隔月）

収録後トーク：年間6本（令和8年5月号～令和9年4月号のうち隔月）

## (3) 業務内容

番組として放送できるよう、以下のア～クを全て行うこと。

### ア 収録調整

- (ア) インタビュアーは、前年度と知名度や実績などで同等以上のクラスとし、対話形式の番組形態や放送するラジオ局の意向に合ったプロのアナウンサーを起用すること。

なお、(A) 特集の出演者とは極力別にすることとし、Y o u T u b e 、T i k T o k 等へ映像の2次利用が可能な出演者を採用すること。

- (イ) 収録日については、事前に委託者が市長の年間の予定を確認の上で収録ごとの候補日時を指定し、その上でインタビュアーの日程を調整して決定すること。

### イ 台本作成

- (ア) 番組のテーマは、委託者が指定する。受託者は、収録日の概ね30日前までに委託者と打ち合わせを行い、番組の内容を決定すること。なお、市長の出演が困難な場合は、委託者が指定した市政に関する番組を作成すること。

- (イ) 受託者は、企画を基に番組の台本を作成し、打ち合わせから5日以内に委託者に提出、委託者の校正を受けること。

- (ウ) 視聴者が市長のキャラクターや市政情報に親しみを持てるよう、常識の範囲内において可能な限りフランクな表現を心がけること。

### ウ 企画・構成

動画配信サイト等における主流なトレンドを分析して番組に反映させるとともに、限られた尺を無駄なく活用し、視聴者に受け入れられやすい構成とすること。

例：市長とインタビュアーの会話と会話の間の無音部分をカットし、常に会話が流れているようなテンポの良い動画とする 等

### エ 収録

- (ア) 準備、撮影、撤収まで含め1回の撮影時間は1時間以内とする。

- (イ) 撮影場所は浜松市役所市長室を原則とするが、テーマによってはその限りではない。

- (ウ) ケーブルテレビ用の映像は必要に応じて業務用ビデオカメラ1～2台で収録する。ただし、令和8年12月の収録時には、業務用ビデオカメラ2台とプロンプターを使用して新年市長挨拶もあわせて収録する。

- (エ) 本編の収録後、1分程度の収録後トーク動画（縦型ショート動画）を制作すること。また、視聴者が、市長に親しみを感じられるような内容とすること。

- (オ) 収録が滞りなく完了するよう、進行の指示を行うこと。

## オ 編集

それぞれラジオ用とケーブルテレビ用に編集を行うこと。なお、いずれの番組を視聴した人にも、同じ内容が伝わるようにすること。

新年市長挨拶は撮影したものを全編版、2分版に編集する。

### (ア) ケーブルテレビ放送用（令和8年5月分から令和9年4月分まで）

あ オープニングには番組タイトルを表示させるとともに、その後、違和感なくスタジオの映像に切り替えること。

い 本編は、カメラを複数台用いた場合はその映像を適宜編集するとともに、質問内容を簡潔に文字表示すること。また、話している内容が、よりわかりやすく視聴者に伝わるように、本編の全編にわたって映像やテロップ、効果音などの演出を挿入すること。なお、これらの演出についても、トレンドとなっている手法を分析して番組内に落とし込むこと。

う エンディングは、問合せ先などを掲載すること。

え BGMは、全編にわたって入れること。なお、BGMは他人の著作権を侵害しないものを使用すること。

お 新年市長挨拶は、委託者が用意した原稿内容に基づき収録したものを、映像やテロップなどを挿入して全編と2分に短縮したものとをそれぞれ制作すること。

### (イ) ラジオ放送用（令和8年5月分から令和9年3月分まで）

あ オープニングは、委託者が指定する番組の概要説明を入れること。

い 本編は、ラジオ放送のみで完結する内容とすること。

う BGMは、全編にわたって入れること。なお、BGMは他人の著作権を侵害しないものを使用すること。

え 音声形式は16BIT 48KHz リニアPCMのWAVデータとする。

## カ 校正

### (ア) ケーブルテレビ用として、インサート映像・テロップなどを含めた編集後の映像を、収録後14日以内に委託者へ提出し、校正を受けること。

### (イ) ラジオ用として、音声を編集すること。編集した音声データは、収録後5日以内に委託者へ提出し、校正を受けること。

### (ウ) (ア) (イ)のいずれも修正版の提出を行い、委託者の承認を受けること。

## キ 納品

### (ア) ケーブルテレビ用の映像は放送初日の土日祝日を除いた前日の正午までに浜松ケーブルテレビ㈱へ放送データと、委託者へ完パケと白素材、高画質のMP4データを納品する。

### (イ) ラジオ用は、音声データをラジオ放送日の6日前の午後5時までにラジオ放送局へ納品する。

### (ウ) 市長新年挨拶は全編版を令和8年12月24日（木）までに浜松ケーブルテレビ㈱へ納品する。2分版は令和8年12月22日（火）までに委託者へ完パケと白素材、高画質のMP4データを納品する。

## ク その他

- (ア) (A) 特集とあわせて20分になるよう調整する。
- (イ) 校正用の音声データを提出するのと同じタイミングで、無編集状態の音声データも合わせて委託者に提出すること（当該データは委託者から浜松エフエム放送に提供され、同社による編集の上、同社番組内にて放送される）。

#### (C) 番組のPR及び視聴者からの意見募集

##### (1) 概要

(A) および(B) の制作にあたり、番組のPR及び視聴者からの意見募集を毎月((B) の場合は隔月) 行う(プロポーザルにより提案されたものを主とするが、委託者と協議の上、変更する場合もある)。

##### (2) 番組のPR

ポスターを制作すること。また、定量的な指標によって実施効果を確認できる手段を前提としたPRを行うこと。

例：インターネット広告の場合：広告の表示期間、表示回数、リーチ数等

##### (3) 視聴者からの意見募集

視聴者から寄せられた意見については、その内容を委託者に報告するとともに、必要に応じて意見に沿った番組の改善について委託者と協議・検討すること。

#### (D) Y o u T u b e 用のサムネイル制作

(A) および(B) の制作にあたり、Y o u T u b e 用のサムネイル画像を制作する。サムネイル画像の制作にあたっては、視聴者を引きつけるようなインパクトのある画像にする。

#### (E) 浜松ケーブルテレビへの納品

- ・制作した映像を20分にまとめた放送データを放送初日前日の正午（土日祝日のは最後の平日）までに浜松ケーブルテレビに納品する。
- ・令和9年1月号の納品は令和8年12月24日（木）の正午までに行う。

### 3 その他

- (1) 制作にあたり、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (2) 本業務にて制作された映像の著作権は委託者に帰属する。また、著作者人格権は行使しない。
- (3) 本番組のタイトルやロゴなどの権利は委託者に帰属する。なお、当該タイトルおよびロゴは、委託者の判断により数年間にわたり継続使用することがある。
- (4) 本業務にて制作された映像のY o u T u b e、T i k T o k 等への二次利用は、契約期間以後も永続的に行えるものとする。
- (5) 市長インタビューの台本の一部について、広報はまつに掲載されることを承諾すること。
- (6) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。